

令和 7 年度事業計画

一般社団法人兵庫県配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）
定款及び業務方法書に基づき、次の事業を実施する。

I 定款に規定された事業

1. 配合飼料の価格差補てん事業（定款第 4 条第 1 号事業）

＜事業主体：一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）＞

配合飼料価格の変動からくる畜産経営の損失を補い経営の安定を図るため、全日基及び畜産経営者とそれぞれ価格差補てん契約を締結し、補てんに必要な業務を行う。

（1）配合飼料の価格差補てん契約の締結

契約対象 680 件 契約数量 270,000 トン

（2）通常補てん積立金（別途納付金を含む）の徴収と納付

① 通常積立金（トン当たり 800 円）

区 分	第 I 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	計
対象件数	680	680	680	680	2,720
対象数量(トン)	67,500	67,500	67,500	675,000	270,000
金額(千円)	54,000	54,000	54,000	54,000	216,000

（3）価格差補てん金の受領及び交付

補てん対象数量の基礎となる購入数量を全日基に報告し、補てん金の交付の際は速やかに加入者の指定口座に振込交付する。

（4）契約数量の変更及び解約

飼料荷受組合からの申請内容を審査し、全日基に申請し、承認を得る。

（5）基金の運営に関する実態調査

適正かつ円滑な運営を図るため、飼料荷受組合及び特約店における積立金の納付及び補てん金の交付業務の実態について調査指導を行う。

2. 畜産高度化支援リース事業（定款第 4 条第 2 号事業）

＜事業主体：一般財団法人畜産環境整備機構＞

家畜の飼養環境保全と健全な畜産の発展を図るため、畜産経営の環境整備及び畜産経営施設の合理化のために必要な機械及び装置の貸付に係る事務を行う。

（1）貸付契約に係る関係文書の収受、伝達（申請・審査・検収）

(2) 貸付料及び譲渡料の徴収及び納付

(3) 貸付機械等譲渡の通知

3. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（定款第4条第3号事業）

兵庫県配合クラスター協議会の事務局として、畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体である畜産業を営む者等に対し、収益性の向上のために必要な機械装置等のリース方式による導入に係る申請書の取りまとめ及び計画達成の取組を推進する。

＜事業主体：公益社団法人 中央畜産会＞

4. 肉用子牛生産者補給金制度に関する事業（定款第4条第3号事業）

肉用子牛の価格が低迷し、保証基準価格を下回った場合に、契約生産者に生産者補給金を交付し子牛生産の安定に資するため、畜産協会より業務委託を受け、個体登録申込、販売・保留確認申出、積立金の徴収納付等の業務を行う。

① 肉用子牛生産者補給金交付契約者数 7 件

② 個体登録予定頭数

・ 黒毛和種	30 頭	・ その他肉専	0 頭	・ 乳用種	5 頭
・ 交雑種	800 頭			計	855 頭

③ 積立金単価

(黒毛和種以外、畜産協会の登録手数料1頭当たり400円を含む)

・ 黒毛和種	400 円	・ その他肉専	5,400 円
・ 乳用種	1,650 円	・ 交雑種	1,000 円

③ 積立金等徴収・納付予定額 820 千円

＜事業主体：公益社団法人兵庫県畜産協会＞

5. 肉用牛肥育経営安定交付金制度に関する事業（定款第4条第3号事業）

肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合にその差額9割を肉用牛生産者に対し交付金を交付するため、畜産協会より業務委託を受け、肥育牛の個体登録申込、販売確認申出、負担金の徴収納付等の業務を行う。

① 補てん金交付契約者 53 名

② 登録予定頭数

・肉専用種 4,280 頭 ・交雑種 2,050 頭 ・乳用種 60 頭 計 6,390 頭

③ 負担金単価

(畜産協会の登録手数料 1 頭当たり 750 円を含む)

肉専用種 5,750 円 ・交雑種 13,750 円 ・乳用種 10,750 円

④ 負担金等徴収・納付予定額 53,442 千円

<事業主体：公益社団法人兵庫県畜産協会>

6. 家畜防疫互助事業（定款第 4 条第 3 号事業）

口蹄疫や豚熱等の海外悪性伝染病の侵入に備え基金を設立し、発生時の損害を互助補償するため、畜産協会より事務委託を受け、契約の締結、互助金の交付等の業務を行う。

① 事業参加者数 37 戸

② 契約期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

<事業主体：公益社団法人兵庫県畜産協会>